

平成24年1月27日

作用法に規定がある個別の事務・権限の移譲の検討に係る
「当てはめ案」について（回答）

環 境 省

平成24年1月11日に照会のあった標記について、以下のとおり意見を申し上げます。

1. 国と地方の関係に鑑み、特に国として責任を果たすべきもの、すなわち、
 - ・ 地域の利害を超えて、全国的・国際的な保護の観点からの政策判断が求められる国立公園や絶滅危惧種等の保護管理
 - ・ 国境管理業務であり、また、国際約束の履行のために実施する有害廃棄物や野生動物の水際規制・取引規制
 - ・ 放射性物質汚染への対処等、大規模な災害・事故時において国に求められる対応措置
 - ・ 原子力規制庁(仮称)移管に伴う原子力安全業務(広域的な連絡調整)等に関しては、引き続き、地方環境事務所で実施すべきである(様式3の意見参照)。

 2. それ以外の地球温暖化対策、廃棄物・リサイクル対策、公害対策、鳥獣被害対策等の事務・権限については、
 - (1) 内閣府が示す予定の広域的实施体制の枠組みの詳細設計等が未だ提示されておらず、また、人員移管に関する検討が進んでいない現状では、十分な検討ができない。環境省としては、以下の対応が必要と考えている：
 - ・ 権限と責任のある長を置き、迅速かつ責任ある意思決定を可能にする
 - ・ 移譲する事務に関連する構成府県の事務を持ち寄り、広域的な環境行政の効果的、効率的な発展を目指す
 - ・ 移管される職員の専門性を活かしたキャリアパスを確保するとともに、環境保全に知見のある職員の採用・育成を図る
 - (2) また、他省の出先機関と共管する事務・権限については、他省と一体的に移譲することが必要。
 - (3) さらに、国との情報共有が密接に行われ、連携して法令を執行できる仕組み(国の並行権限行使、国への事後報告等)とすべきである(様式2の意見参照)。
- 以上の条件が満たされれば、移譲対象として検討する。